

半田市国際交流活動補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、半田市の国際化を推進し、市民の国際的視野の高揚・普及を図る事業に要する経費について交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象は、半田国際交流協会（以下「協会」という。）及び国際交流活動を行っている各種団体（以下「団体」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする協会及び団体は、補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をするとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により通知する。この場合において補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

(実績報告書の提出)

第6条 この補助金の交付を受けた協会及び団体は、補助金使用実績報告書（様式第3）を翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(検査等)

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半田市長 殿

申請者

補助金交付申請書

半田市国際交流活動補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 前年度事業報告及び決算書

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市国際交流活動補助金については、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 条 件

（1）補助金は、補助金交付申請書第2項の事業計画経費にあてるもので、その他の経費に支出してはならない。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

半田市長

殿

申請者

補助金使用実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市国際交流活動補助金についての補助金使用実績を下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- （1）収支決算書
- （2）市長が必要と認める書類